

糸魚川市公共交通燃料高騰対策補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、燃料価格の高騰により定時定路線の運行費が増大した交通事業者に対し、市が燃料価格の高騰分に相当する補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の表の対象路線を運行する公共交通事業者とする。

区分	対象路線
県内高速バス	・新潟－糸魚川線
路線バス	・労災病院線 ・市内全路線（蓮華線を除く。）
コミュニティバス	・市内全路線
乗合タクシー	・市内全路線

3 補助金額

補助金の額は、基準期間における令和4年度と令和3年度との燃料単価の差額に年間の購入量を乗じた額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、燃料高騰に係る国又は県の補助金を直接受けている場合は、その額を差し引いた額とする。

基準期間	4月1日から8月31日まで
燃料単価 [円/ℓ]	基準期間における購入量と購入額（消費税抜き）から油種（ガソリン、軽油）ごとに算出（小数点第3位以下切捨て）
年間量 [ℓ]	令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）購入量のうち、対象路線分 ※対象路線以外が含まれる場合は、按分すること。

4 申請期間

補助金の交付を受けようとする者は、令和5年1月4日から令和5年2月8日までに次項の提出書類を市長に提出しなければならない。

5 提出書類

- (1) 糸魚川市公共交通燃料高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

6 提出・問合せ先

糸魚川市 産業部 都市政策課 交通政策係

電話番号：025-552-1511（内線2381） FAX番号：025-552-7372